

○環境省告示第 号

平成二十四年四月環境省告示第六十三号（環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項）の一部を次のように改正したので、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の八の規定に基づき、告示する。

令和八年 月 日

環境大臣 石原 宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよう
うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
第一 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項 一 法第三条の三第一項の規定により実施する第一種事業に係る一般的事項 (1) 法第三条の三第一項の規定により実施する第一種事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項の調査、予測及び評価は、法第三条の二第三項の規定に基づき、計画段階配慮事項等選定指針の定めるところにより行われるものである。 (2) 法第三条の三第一項の規定により実施する第一種事業に係る計画段階配慮事項の範囲は、別表に掲げる環境要素の区分及び影響要因の区分に従うものとする。 (3) 法第三条の三第一項の規定により実施する第一種事業に係る計画段階配慮事項の検討に当たっては、当該第一種事業に係る位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。 (4) 法第三条の三第一項の規定により実施する第一種事業に係る計画段階配慮事項の調査、予測及び評価は、設定された複数案及び選定された計画段階配慮事項（以下「選定事項」と	第一 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項 一 一般的事項 (1) 第一種事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに調査、予測及び評価は、法第三条の二第三項の規定に基づき、計画段階配慮事項等選定指針の定めるところにより行われるものである。 (2) 計画段階配慮事項の範囲は、別表に掲げる環境要素の区分及び影響要因の区分に従うものとする。 (3) 計画段階配慮事項の検討に当たっては、第一種事業に係る位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。 (4) 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価は、設定された複数案及び選定された計画段階配慮事項（以下「選定事項」という。）ごとに行うものとする。

いう。) ごとに行うものとする。

- (5) 法第三条の三第一項の規定により実施する第一種事業に係る計画段階配慮事項の調査は、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、選定事項に係る環境要素の状況に関する情報並びに調査の対象となる地域の範囲（以下「調査地域」という。）の気象、水象等の自然条件（以下単に「自然条件」という。）及び人口、産業、土地又は水域利用等の社会条件（以下単に「社会条件」という。）に関する情報を、原則として国、地方公共団体等有する既存の資料等により収集し、その結果を整理し、及び解析することにより行うものとする。重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの知見を収集するものとし、なお必要な情報が得られないときは、現地調査・踏査その他の方法により情報を収集するものとする。

- (6) 法第三条の三第一項の規定により実施する第一種事業に係る計画段階配慮事項の予測は、当該第一種事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、適切な方法により、知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、環境の状態の変化又は環境への負荷の量について、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。

- (5) 調査は、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、選定事項に係る環境要素の状況に関する情報並びに調査の対象となる地域の範囲（以下「調査地域」という。）の気象、水象等の自然条件（以下単に「自然条件」という。）及び人口、産業、土地又は水域利用等の社会条件（以下単に「社会条件」という。）に関する情報を、原則として国、地方公共団体等有する既存の資料等により収集し、その結果を整理し、及び解析することにより行うものとする。重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの知見を収集するものとし、なお必要な情報が得られないときは、現地調査・踏査その他の方法により情報を収集するものとする。

- (6) 予測は、第一種事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、適切な方法により、知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、環境の状態の変化又は環境への負荷の量について、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。

(7) 法第三条の三第一項の規定により実施する第一種事業に係る計画段階配慮事項の評価は、当該計画段階配慮事項の調査及び予測の結果を踏まえ、位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらを比較することを基本とする。また、必要であると認められる場合には、選定事項以外の環境要素について、適切な方法により調査及び予測を行い、複数案ごとに環境影響の程度を整理し、これらを比較するものとする。

位置等に関する複数案が設定されていない場合は、選定事項についての環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行うものとする。

これらの場合において、国又は地方公共団体によつて、環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても可能な限り検討するものとする。

一の二 法第三条の三第二項の規定により実施する第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容に係る一般的事項

(1) 法第三条の三第二項の規定により実施する第一種事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項の調

(7) 評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらを比較することを基本とする。また、必要であると認められる場合には、選定事項以外の環境要素について、適切な方法により調査及び予測を行い、複数案ごとに環境影響の程度を整理し、これらを比較するものとする。

位置等に関する複数案が設定されていない場合は、選定事項についての環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行うものとする。

これらの場合において、国又は地方公共団体によつて、環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても可能な限り検討するものとする。

(新設)

査、予測及び評価は、法第三条の二第三項の規定に基づき、計画段階配慮事項等選定指針の定めるところにより行われるものである。

- (2) 法第三条の二第二項の規定により実施する第一種事業に係る計画段階配慮事項の範囲は、別表に掲げる環境要素の区分及び影響要因の区分に従うものとする。
- (3) 法第三条の二第二項の規定により実施する第一種事業に係る計画段階配慮事項の調査、予測及び評価は、選定事項ごとに行うものとする。
- (4) 法第三条の二第二項の規定により実施する第一種事業に係る計画段階配慮事項の調査は、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、既存工作物の存在（当該既存工作物の供用に伴い行われている事業活動その他の人の活動を含む。）により現に生じている環境影響（以下「既存工作物環境影響」という。）に関する情報を、原則として事業者が有する既存の資料等により収集し、その結果を整理することにより行うものとする。この場合において、なお必要な情報が得られないときは、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、国、地方公共団体等有する既存の資料等により情報を収集するものとする。
- (5) 法第三条の二第二項の規定により実施する第一種事業に係

る計画段階配慮事項の予測は、(4)により得られた情報を踏まえ、当該第一種事業による環境影響を回避し、又は低減するための環境配慮の方針を検討し、当該方針の内容を踏まえた当該第一種事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、既存工作物環境影響と比較すること等により、知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、環境の状態の変化又は環境への負荷の量について、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。

- (6) 法第三条の三第二項の規定により実施する第一種事業に係る計画段階配慮事項の評価は、当該計画段階配慮事項の調査及び予測の結果を踏まえ、選定事項についての環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行うものとする。

これらの場合において、国又は地方公共団体によって、環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても可能な限り検討するものとする。

二 法第三条の三第一項の規定により実施する第一種事業に係る計画段階配慮事項の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針

二 計画段階配慮事項の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針

(1) ～ (5) (略)

二 法第三条の三第一項の規定により実施する第一種事業に係る計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法の選定等に当たつての一般的留意事項

(1) 法第三条の三第一項の規定により実施する第一種事業を実施しようとする者が、位置等に関する複数案を設定するに当たつての留意事項、並びに当該第一種事業に係る計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法を選定するに当たつて一般的に把握すべき情報の内容及びその把握に当たつての留意事項を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。

(2) ～ (3) (略)

(4) (1)の計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法を選定するに当たつて一般的に把握すべき情報には、法第三条の三第一項の規定により実施する第一種事業の内容（以下第一において「事業特性」という。）並びに当該第一種事業の実施が想定される区域及びその周囲の地域の自然的社会的状況（以下第一において「地域特性」という。）に関する情報が含まれることが必要である旨を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。

(5) 法第三条の三第一項の規定により実施する第一種事業を実施

(1) ～ (5) (略)

二 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定等に当たつての一般的留意事項

(1) 第一種事業を実施しようとする者が、位置等に関する複数案を設定するに当たつての留意事項、並びに計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たつて一般的に把握すべき情報の内容及びその把握に当たつての留意事項を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。

(2) ～ (3) (略)

(4) (1)の計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たつて一般的に把握すべき情報には、第一種事業の内容（以下第一において「事業特性」という。）並びに第一種事業の実施が想定される区域及びその周囲の地域の自然的社会的状況（以下第一において「地域特性」という。）に関する情報が含まれることが必要である旨を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。

(5) 第一種事業を実施しようとする者が、計画段階配慮事項並び

しようとする者が、当該第一種事業に係る計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、選定の理由を明らかにすることが必要である旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。

- (6) 法第三条の三第一項の規定により実施する第一種事業を実施しようとする者が、当該第一種事業に係る計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。なお、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることが必要である旨並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努めるべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。

- (7) 法第三条の三第一項の規定により実施する第一種事業に係る計画段階配慮事項の選定に当たっては、法第三条の二第二項の主務省令により事業の種類ごとに定められる事業が実施されるべき区域その他の事項を踏まえ、それぞれの事業ごとに、影響要因を事業特性に応じて適切に区分した上で、事業特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、影響要因の区分ごとに当該影響要因によって重大な影響を受けるおそれのある環境要素の区

に調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、選定の理由を明らかにすることが必要である旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。

- (6) 第一種事業を実施しようとする者が、計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。なお、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることが必要である旨並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努めるべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。

- (7) 計画段階配慮事項の選定に当たっては、法第三条の二第二項の主務省令により事業の種類ごとに定められる事業が実施されるべき区域その他の事項を踏まえ、それぞれの事業ごとに、影響要因を事業特性に応じて適切に区分した上で、事業特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、影響要因の区分ごとに当該影響要因によって重大な影響を受けるおそれのある環境要素の区分を明らかにすべき旨、計画段階配慮事項等選定指針におい

分を明らかにすべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。この場合において、工事の実施に係る影響要因の区分については、影響の重大性に着目して、必要に応じ当該第一種事業に係る計画段階配慮事項を選定するものとする。

- (8) 法第三条の三第一項の規定により実施する第一種事業を実施しようとする者による当該第一種事業に係る計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、当該第一種事業による重大な環境影響の程度及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できるようにすべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。

三の二 法第三条の三第二項の規定により実施する第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容に係る計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法の選定等に当たつての一般的留意事項

- (1) 法第三条の三第二項の規定により実施する第一種事業を実施しようとする者が、当該第一種事業に係る計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって一般的に把握すべき情報の内容及びその把握に当たつての留意事項を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。

て定めるものとする。この場合において、工事の実施に係る影響要因の区分については、影響の重大性に着目して、必要に応じ計画段階配慮事項を選定するものとする。

- (8) 第一種事業を実施しようとする者による調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、事業による重大な環境影響の程度及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できるようにすべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。

(新設)

- (2) (1)の計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって一般的に把握すべき情報には、法第三条の三第二項の規定により実施する第一種事業の内容（既存工作物と新設工作物との差異を含む。以下第一において同じ。）に関する情報が含まれることが必要である旨を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
- (3) 法第三条の三第二項の規定により実施する第一種事業を実施しようとする者が、当該第一種事業に係る計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、選定の理由を明らかにすることが必要である旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
- (4) 法第三条の三第二項の規定により実施する第一種事業を実施しようとする者が、当該第一種事業に係る計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。なお、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることが必要である旨並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努めるべき

旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。

- (5) 法第三条の三第二項の規定により実施する第一種事業に係る計画段階配慮事項の選定に当たっては、法第三条の二第二項の主務省令により事業の種類ごとに定められる事業が実施されるべき区域その他の事項を踏まえ、それぞれの事業ごとに、影響要因を当該第一種事業の内容に応じて適切に区分した上で、当該第一種事業の内容に関する情報等を踏まえ、影響要因の区分ごとに当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素の区分を明らかにすべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。

この場合において、工事の実施に係る影響要因の区分については、影響の重大性に着目して、必要に応じ当該計画段階配慮事項の計画段階配慮事項を選定するものとする。

- (6) 法第三条の三第二項の規定により実施する第一種事業を実施しようとする者による当該第一種事業に係る計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、当該第一種事業による環境影響の程度及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できるようにすべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。

第二 計画段階意見聴取指針に関する基本的事項

一 (略)

二 意見聴取に当たつての留意事項

第一種事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たつて関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する留意事項を、計画段階意見聴取指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

- (1) 一般からの意見を求める場合は、その旨を、官報、関係地方公共団体の広報紙、日刊新聞紙及びインターネットへの掲載等適切な方法で公表するものとし、その際、「第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」、「第一種事業の名称、種類及び規模（第一種事業が法第三条の三第二項の規定により実施する第一種事業に該当する場合にあつてはその旨を含む。）」、「第一種事業の実施が想定される区域」及び「供覧等の方法及び期間」その他必要な事項を公表内容に含める旨、計画段階意見聴取指針において定めるものとする。

- (2) ～ (3) (略)

第三 (略)

第二 計画段階意見聴取指針に関する基本的事項

一 (略)

二 意見聴取に当たつての留意事項

第一種事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たつて関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する留意事項を、計画段階意見聴取指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

- (1) 一般からの意見を求める場合は、その旨を、官報、関係地方公共団体の広報紙、日刊新聞紙及びインターネットへの掲載等適切な方法で公表するものとし、その際、「第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」、「第一種事業の名称、種類及び規模」、「第一種事業の実施が想定される区域」及び「供覧等の方法及び期間」その他必要な事項を公表内容に含める旨、計画段階意見聴取指針において定めるものとする。

- (2) ～ (3) (略)

第三 (略)

第四	(略)
第五	(略)
第六	(略)
第七	都市計画に定められる対象事業等の特例に基づく事業者等の 読替え 法第三十八条の六第一項又は第二項の規定により、都市計画 決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わる場合において、 第一の適用については、一(7)中「事業者」とあるのは「都市計 画事業者」と、 <u>一の二(4)及び(6)中「事業者」とあるのは「都 市計画事業者」と、三(1)、(5)及び(6)中「法第三条の三第一項 の規定により実施する第一種事業を実施しようとする者」とあ るのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用 される法第三条の三第一項の都市計画決定権者」と、「当該第 一種事業」とあるのは「法第三条の三第一項の規定により実施 する第一種事業」と、同(8)中「法第三条の三第一項の規定によ り実施する第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「法 第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第 三条の三第一項の都市計画決定権者」と、「当該第一種事業に 係る」とあるのは「法第三条の三第一項の規定により実施する 第一種事業に係る」と、三の二(1)、(3)及び(4)中「法第三条の 三第二項の規定により実施する第一種事業を実施しようとする 者」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替</u>

第四	(略)
第五	(略)
第六	(略)
第七	都市計画に定められる対象事業等の特例に基づく事業者等の 読替え 法第三十八条の六第一項又は第二項の規定により、都市計画 決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わる場合において、 第一の適用については、一(7)中「事業者」とあるのは「都市計 画事業者」と、 <u>三(1)、(5)、(6)及び(8)中「第一種事業を実施し ようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」とする。また 、第二の適用については、一(3)中「第一種事業を実施しようと する者」とあるのは「都市計画決定権者」と、二(1)中「第一種 事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつてはそ の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるの は「都市計画決定権者の名称」とする。</u>

えて適用される法第三条の三第二項の都市計画決定権者」と、「当該第一種事業」とあるのは「法第三条の三第二項の規定により実施する第一種事業」と、同(6)中「法第三条の三第二項の規定により実施する第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の三第二項の都市計画決定権者」と、「当該第一種事業に係る」とあるのは「法第三条の三第二項の規定により実施する第一種事業に係る」とする。また、第二の適用については、一(3)中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、二(1)中「第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「都市計画決定権者の名称」とする。

法第四十条第二項の規定により、都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わる場合において、第四の適用については、一(6)中「事業者により」とあるのは「都市計画事業者により」と、「事業者の」とあるのは「都市計画決定権者の」と、三(1)から(3)まで中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、五(1)及び(2)中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同(3)中「事業者による」とあるのは「都市計画決定権者による」と、「事業者により」とあるのは「都市計画決定権者により」と、「事業者以外」とあるのは「都市計画事業者

法第四十条第二項の規定により、都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わる場合において、第四の適用については、一(6)中「事業者により」とあるのは「都市計画事業者により」と、「事業者の」とあるのは「都市計画決定権者の」と、三(1)から(3)まで中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、五(1)及び(2)中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同(3)中「事業者による」とあるのは「都市計画決定権者による」と、「事業者により」とあるのは「都市計画決定権者により」と、「事業者以外」とあるのは「都市計画事業者

第八 その他（略）

以外」と、同(4)中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」とする。また、第五の適用については、一(2)中「事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、二(2)中「事業者」とあるのは「都市計画事業者」とする。

法第四十条の二の規定により、都市計画決定権者が当該対象事業に係る環境影響評価その他の手続を行う場合において、第六の適用については、二(1)ア中「事業者」とあるのは「都市計画事業者」とする。

第八 その他（略）

以外」と、同(4)中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」とする。また、第五の適用については、一(2)中「事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、二(2)中「事業者」とあるのは「都市計画事業者」とする。

法第四十条の二の規定により、都市計画決定権者が当該対象事業に係る環境影響評価その他の手続を行う場合において、第六の適用については、二(1)ア中「事業者」とあるのは「都市計画事業者」とする。